

別表 1 (要項第 3 条関係)

世帯区分		課程区分	給付額 (年額)
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		全日制 定時制 通信制	1 人当たり 52,600 円
2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯(1の場合を除く。)に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	通信制	1 人当たり 52,100 円
	イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	1 人当たり 142,600 円
		専攻科	1 人当たり 52,100 円
ウ 以下に該当する場合 ・ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2 人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ・ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	1 人当たり 152,000 円	

【備考】

- 世帯において、通信制の高等学校等及び高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)の専攻科に通う高校生を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高等学校に通う高校生等については全てア、高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)の専攻科に通う生徒については全てイの給付額を用い、その他の高校生等については全てウの給付額を用いる。

別表 2 (要項第 3 条関係)

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合の別表 1 に掲げる給付金の加算額

世帯区分		課程区分	給付額 (年額)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯(別表 1 に掲げる 1 の世帯を除く。)に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	通信制	1 人当たり 81,000 円
	イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制	
		専攻科	
ウ 以下に該当する場合 ・ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2 人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ・ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制 定時制		

【備考】

- 7 月 1 日までに災害等が発生した場合は 7 月 1 日時点、災害が発生した日が 7 月 2 日以降の場合は、申請のあった月の翌月(災害等が発生した日が申請のあった月の 1 日の場合は、申請のあった月)の 1 日時点の状況で判断する。

別表3 (要項第3条関係)

7月2日以降に家計急変が生じ申請のあった世帯の給付金の額

世帯区分	課程区分	給付額(月額)	
家計急変による経済的理由から「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯に扶養されている高校生等	ア 通信制の高等学校等に通う高校生等	通信制 52,100円 × 家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和7年3月までの月数 / 12ヶ月	
	イ ウに該当する高校生等以外の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制定時制	142,600円 × 家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和7年3月までの月数 / 12ヶ月
		専攻科	52,100円 × 家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和7年3月までの月数 / 12ヶ月
	ウ 以下に該当する場合 ・ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ・ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	全日制定時制	152,000円 × 家計急変が生じ申請のあった日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から令和7年3月までの月数 / 12ヶ月

【備考】

- 4月2日以降7月1日までに家計急変が生じた世帯については、別表1の2に掲げる給付額(年額)とする。
- 5月31日までに家計急変が生じ申請のあった世帯(新入生)については、別表4に掲げる給付額(年額に四分の一を乗じた額)とし、7～3月分は7月1日の時点の状況で判断する。
- 通信制の高等学校等及び高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)の専攻科に通う高校生を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高等学校に通う高校生等については全てア、高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)の専攻科に通う生徒については全てイの給付額を用い、その他の高校生等については全てウの給付額を用いる。
- 「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯」に相当する世帯の判定方法

家計急変発生後の収入見込額、人的控除等に基づき、道府県民所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合算額が非課税であることを判定する。

上記の方法での判定が困難な場合は、以下の算定式を用いて判定する。

- ・ 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合
家計急変後の年間総所得金額(見込み) ≤ 35万円 × (本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数) + 42万円
- ・ 控除対象配偶者及び扶養親族がない場合
家計急変後の年間総所得金額(見込み) ≤ 35万円

別表 4 (要項第 3 条関係)

令和 6 年度新入生への早期給付額

世帯区分		課程区分	早期給付額 (年額に 四分の一を 乗じた額) 【A】	参考：残額 (年額に 四分の三を 乗じた額) 【B】	参考：年額 (A+B)
1 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等		全日制 定時制 通信制	1 人当たり 13,150 円	1 人当たり 39,450 円	1 人当たり 52,600 円
2 道府県 民税所得 割額及び 市町村民 税所得割 額の合算 額が非課 税である 世帯(1 の場合を 除く。)に 扶養され ている高 校生等	ア 通信制の高等学校等 に通う高校生等	通信制	1 人当たり 13,025 円	1 人当たり 39,075 円	1 人当たり 52,100 円
	イ ウに該当する高校生 等以外の通信制以外の 高等学校等に通う高校 生等	全日制 定時制	1 人当たり 35,650 円	1 人当たり 106,950 円	1 人当たり 142,600 円
		専攻科	1 人当たり 13,025 円	1 人当たり 39,075 円	1 人当たり 52,100 円
	ウ 以下に該当する場合 ・ 当該世帯に扶養さ れている兄弟姉妹 で、2 人目以降の通 信制以外の高等学 校等に通う高校生 等 ・ 当該世帯に扶養さ れている高校生等 以外に、15 歳(中 学生を除く。)以 上 23 歳未 満の扶養されて いる兄弟姉妹が いる世帯の通信 制以外の高等学 校等に通う高校 生等	全日制 定時制	1 人当たり 38,000 円	1 人当たり 114,000 円	1 人当たり 152,000 円

【備考】

- 残額(7～3月分相当額)の給付額については、令和6年度の課税証明書等に基づき判定した給付額(年額)から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。
- 既に早期給付額(年額に四分の一を乗じた額(4～6月分相当額))を受領しており、令和6年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税ではないことを理由に7～3月分相当額の給付対象とならない世帯において、7月2日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変世帯への支援の対象と成り得るが、早期給付額と家計急変が生じた世帯への給付額の合算額は、別表1中の2に掲げる給付額(年額)を上限とする。

別表 5 (要項第 4 条関係)

提出書類	生活保護 受給世帯	道府県民税所得割額及び市町村民 税所得割額が非課税である世帯	家計急変が 生じた世帯
1 私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (様式第 1-1、1-2、1-3号) 【新入生への早期給付用】、【家計急変用】 の様式あり	○	○	○
2 生活保護受給証明書 「生業扶助の措置状況」の記載があるもの。 記載がない場合は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 (様式第 18 号)を提出	○	—	—
3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得 割額の合算額が 0 円と分かる書類(課税証 明書等) 家計急変世帯については、道府県民税所 得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 非課税である世帯に相当する世帯になった ことが分かる書類(様式第 1 号の別紙参照)	—	○	○
4 委任状(様式第 8 号) 県内私立高等学校等に在籍する高校生等 に限る。	○	○	○
5 在学証明書(様式第 12 号) 既存の在学証明書でも可 県外私立高等学校等に在籍する高校生等 に限る。	○	○	○
6 口座振替依頼書(様式第 13 号) 県外私立高等学校等に在籍する高校生等 に限る。	○	○	○
7 健康保険証の写し ※1 国民健康保険証の場合は、別途「扶養誓 約書」(様式第 14 号)を提出	—	○	○
8 個人対象要件証明書(様式第 15 号) 私立高等学校の専攻科に限る。	—	○	○
9 私立高等学校等奨学給付金対象生徒の世 帯状況表(県内家計急変者用)(様式第 16 号) 家計急変世帯に限る。	—	—	○
10 罹災申立書・再購入証明書(様式第 17 号) ※2 着用を義務付けられている制服が災害等 により喪失・毀損し、再度、制服の購入が 必要である場合に限る。	—	○	○

※1 健康保険証をマイナンバーカードに紐づけ、手元に健康保険証がない場合は、扶養誓約書を提出すること。

※2 令和 6 年能登半島地震により喪失・毀損した場合は、誓約書により確認するため、罹災申立書・再購入証明書は不要とする。